

1. 件名：MHI 原子力研究開発（株）の使用施設等の使用前確認申請書に関する面談

2. 日時：令和4年11月24日（木） 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

MHI 原子力研究開発（株）

安全管理部 部長他 13 名

5. 要旨

○MHI 原子力研究開発（株）（以下「使用者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項の規定に基づき、令和4年11月14日付けで使用前確認申請書（以下「申請書」という。）の提出があり、その内容について説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・申請書添付資料－4の表題を「使用施設等の技術基準等への適合性に関する説明書」とし、内容について各技術基準への適合性を示したのち、「その工事が変更許可申請書によるものであること」について、その適合性を説明する構成とすること。
- ・申請書添付資料－4（3）地震による損傷の防止について、以下の事項を反映すること。
  - ✓ 変更許可申請書の審査書によると、使用前検査対象となる無停電電源装置はEG室の床にアンカーボルトで固定することにより、地震により転倒せず、横ずれを防止していることを確認していることから、当該設備がアンカーボルトで床に固定されていることについて検査で確認すること。
  - ✓ 「無停電電源装置の端を支点として転倒しないこと」について、転倒方向、無停電電源装置の端等がわかるよう図及び表を利用し、評価条件を分かり易く示すこと。また、評価結果は計算結果だけでなく、「転倒しない」等明示的に記載すること。
- ・申請書添付資料－4（9）火災による損傷の防止について、材料検査の基

- 準を設計結果に基づき「電気亜鉛めっき鋼板(SECC材)」に限定すること。
- ・今回の面談結果を踏まえ、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出すること。

○使用者から了解した旨の回答があった。

## 6. その他

配付資料：なし（令和4年11月15日 使用前確認申請書（令和4年11月14日  
付け NDC社発22-336号）を使用）

以上